

旧広島市民球場跡地の活用に関する事業の概要

(令和 2 年 7 月 28 日 広島市議会建設委員会初会合 資料)

項 目	説 明
<p>9 旧広島市民球場跡地の活用 (都市整備局)</p>	<p>1 目 的</p> <p>旧広島市民球場跡地（以下「球場跡地」という。）を含む中央公園全体の在り方について、具体的なイメージ等を示す基本方針を策定した上で、当該エリア周辺を含むまちづくりについて官民が方向性を共有することにより、円滑な事業推進を図ります。</p> <p>2 経 緯</p> <p>平成 23 年 10 月 旧広島市民球場跡地委員会を開催 ～平成 25 年 2 月 （委員会を 7 回、グループ会議を 5 回）</p> <p>平成 24 年 11 月 都市活力向上対策特別委員会で「中央公園の今後の活用に係る検討状況(中間報告)」を報告</p> <p>平成 25 年 3 月 「旧市民球場跡地の活用方策」を公表</p> <p>平成 27 年 1 月 「旧市民球場跡地の空間づくりのイメージ」を公表</p> <p>令和元年 5 月 県知事・市長・商工会議所会頭の 3 者による会談を実施し、サッカースタジアムの建設場所を中央公園広場とする「サッカースタジアム建設の基本方針」を策定</p> <p>令和元年 8 月 中央公園の今後の活用に係る有識者会議を開催 ～令和 2 年 1 月 （計 3 回開催）</p> <p>令和 2 年 2 月 中央公園の今後の活用に係る基本方針（案）に対する市民意見募集 ～令和 2 年 3 月</p> <p>令和 2 年 3 月 「中央公園の今後の活用に係る基本方針」を策定</p> <p>3 昨年度の取組</p> <p>(1) 「中央公園の今後の活用に係る基本方針」の策定</p> <p>これまでの検討の成果を踏まえつつ、サッカースタジアムの建設場所が中央公園広場に決定したことなどの状況変化も加味しながら、有識者会議における議論を深めていただき、市民意見募集を経て、本年 3 月に、「中央公園の今後の活用に係る基本方針」を策定しました。</p> <p>この基本方針では、理念として、「にぎわいの空間」、「くつろぎの空間」及び「文化を醸し出す空間」の 3 つの空間特性を備えたものとするを掲げ、現在の施設配置を基本としたゾーニングを行い、施設の再配置等に関する取組及び回遊性・アクセス性の向上に関する取組を示すとともに、各施設の事情に応じた実践的かつ段階的な取組手順を示しています。</p> <p>このうち、球場跡地の活用については、概ね 5 年以内の短期的な取組の一つとして、民間活力の活用を前提に、一定規模の屋根を備えたイベント広場を早期に整備することとしています。</p>

項 目	説 明												
	<p>(2) 民間活力を活用した球場跡地の活用に係る事業スキームの検討</p> <p>球場跡地の活用については、昨年度、専門のコンサルタントに民間活力の導入可能性調査を委託し、民間活力を活用して、イベント広場等の整備や運営、イベント参加者や市民等の来訪者が立ち寄れる飲食物販施設の誘致を行うことができるよう、事業スキームの検討を行いました。</p> <p>ア 官民連携手法</p> <p>本事業で整備するイベント広場は、民間活力を活用して、年間を通じて多様なイベントが開催される場となることを目指していることから、イベントの企画・誘致のノウハウを持った民間事業者が、自らイベントスペースや屋根等の設計・整備を行った上で、広場の管理・運営も行うことが望ましいと考えています。</p> <p>このため、平成 29 年度の都市公園法の改正により創設された Park-PFI (※) を活用し、公募により選定した民間事業者が、イベント広場等の公園施設の整備と飲食物販施設等の収益施設の設置を一体的に行うとともに、指定管理者制度により当該民間事業者がイベント広場等の管理・運営も行うことを想定しています。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>※ Park-PFI の概要</p> <p>飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる施設の整備・改修等を一体的に行う民間事業者を、公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法である。</p> <p style="text-align: center;">(Park-PFI のイメージ)</p>  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="background-color: #e0f0ff;">カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)</td> <td style="background-color: #ffe0ff;">広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">従 前</td> <td style="background-color: #e0f0ff;">民間資金</td> <td style="background-color: #ffe0ff;">公的資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">新制度</td> <td style="background-color: #e0f0ff;">民間資金</td> <td style="background-color: #e0f0ff;">収益を充当</td> <td style="background-color: #ffe0ff;">公的資金</td> </tr> </table> <p>(出典)「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」 (平成 30 年 8 月 国土交通省) より抜粋</p> </div>		カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)		従 前	民間資金	公的資金		新制度	民間資金	収益を充当	公的資金
	カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)											
従 前	民間資金	公的資金											
新制度	民間資金	収益を充当	公的資金										

項 目	説 明
	<p>イ 事業期間</p> <p>(7) Park-PFI を活用した飲食物販施設等の収益施設の設置期間 長期的な事業運営を担保することで、民間事業者による優良な投資を積極的に誘導することができるよう、収益施設の設置期間は、Park-PFI による最長期間である 20 年間とすることを想定しています。</p> <p>(イ) 整備後のイベント広場の指定管理期間 民間のノウハウを最大限に発揮し、飲食物販施設等の収益施設と一体となったイベント広場の運営を行うことができるよう、イベント広場の指定管理期間は、収益施設の設置期間と同一とすることを想定しています。</p> <p>4 本年度の取組</p> <p>球場跡地の活用について、民間事業者へのヒアリングを行った上で、イベント広場の設計・整備及び管理・運営を担う民間事業者を公募するための要項等を作成し、本年度末までに公募を開始できるよう取り組みます。</p> <p><目標スケジュール></p> <p>令和 2 年度（2020 年度） 公募開始</p> <p>令和 3 年度（2021 年度） 民間事業者の選定、 民間事業者による設計・整備</p> <p>令和 4 年度（2022 年度） 民間事業者による設計・整備（継続） 供用開始</p>